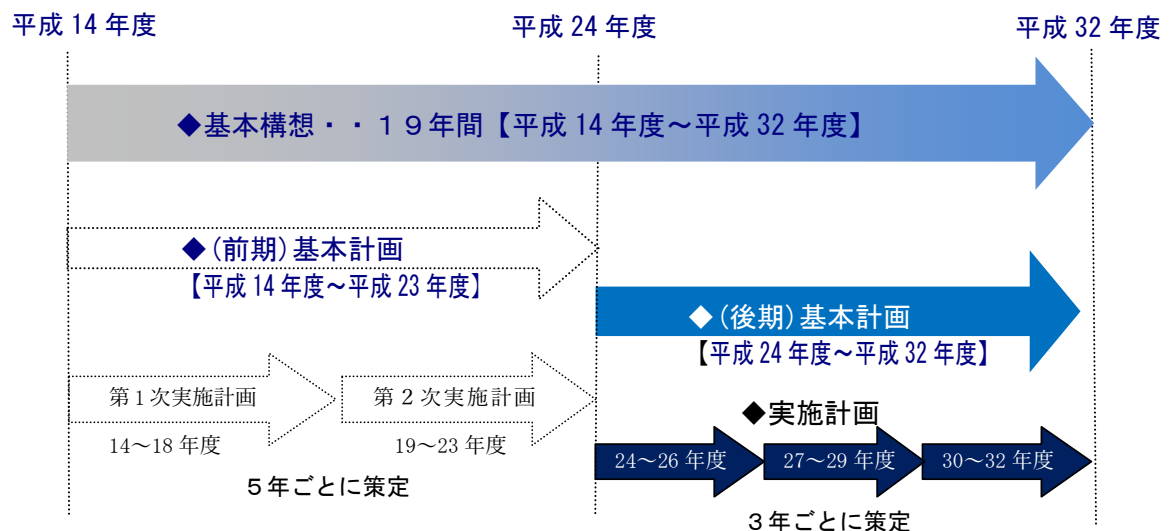


自治基本条例における総合計画策定の位置づけについて

1. 総合計画の現状と取りまく背景

(1) 総合計画の現状

- ・総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」をもって構成しています。
- ・計画期間は、基本構想が 19 年間、基本計画が 9 年間、実施計画が 3 年間と定めて 2020 年を目標年次としています。
- ・この計画は、本町の地域特性を生かして、魅力あるまちづくりを進めるため総合的、計画的な行政運営の指針としての役割を持つものです。
- ・施策の体系は、5 つの基本目標と 12 の施策の方向によりまちづくりを推進しています。



(2) 総合計画を取りまく背景

- ・地方分権の推進を図るため、平成 23 年 8 月 1 日施行の地方自治法の一部を改正する法律により、基本構想の法的な策定義務が廃止されました。
- ・これに伴い総合計画の「策定の必要性」、「位置付けの必要性」、「議決の必要性」についての検討が必要となります。

(3) 総合計画策定の必要性

- ・社会経済環境が急速に変化する中で、持続可能なまちづくりとして、安定的に継続・発展するためには、長期的なまちづくりの指針である計画が必要となります。
- ・町政運営全体が恣意的で計画性のないものにならないようにするために、改めて総合計画の位置付けとその内容を見直し、町の総合的な方向を示す計画を策定することとなりました。

(4) 現行総合計画の主な課題

- ・町の事業を総花的に位置付けているため、重点施策や優先度が分かりにくい
- ・行政が行う事業が位置付けているだけであるため、町民の関心が低い

(5) 次期総合計画における課題解決の方法

- ・町政全体を捉えたうえで、重点的、優先的な事業を明らかにします。
- ・行政だけでなく、町民と目標を共有した計画を策定します。

2.総合計画の法的な位置づけ

(1) 位置づけの必要性

- ・総合計画の法的な根拠として総合計画の策定を条例に位置付けることにより、一定の継続性と安定性を確保できます。
- ・自治基本条例で総合計画を位置づけることで、町の最上位の計画としての役割を明確にすることができます。
- ・自治基本条例の目的や基本理念に基づき、町の目指す将来の姿を明らかにし、これを計画的に実現することを明確にすることができます。

【町自治基本条例の目的や意義（抜粋）】

(目的)

第 1 条 この条例は、寒川町の自治の基本理念とまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおける町民の権利と責任及び町の役割と責任を明らかにすることにより、町民主体の自治の実現を図ることを目的とします。

(自治の基本理念)

第 4 条 町民と町が目指す自治の基本理念(以下「基本理念」といいます。)は、「町民と町が協働するまちづくり」とし、町民と町がそれぞれの責任を果たしながら、相互に補完し、協力しあつてまちづくりを進めるものとします。

(2) 条例案

- ・第 8 章 組織運営に（総合計画）の条文を追加します。

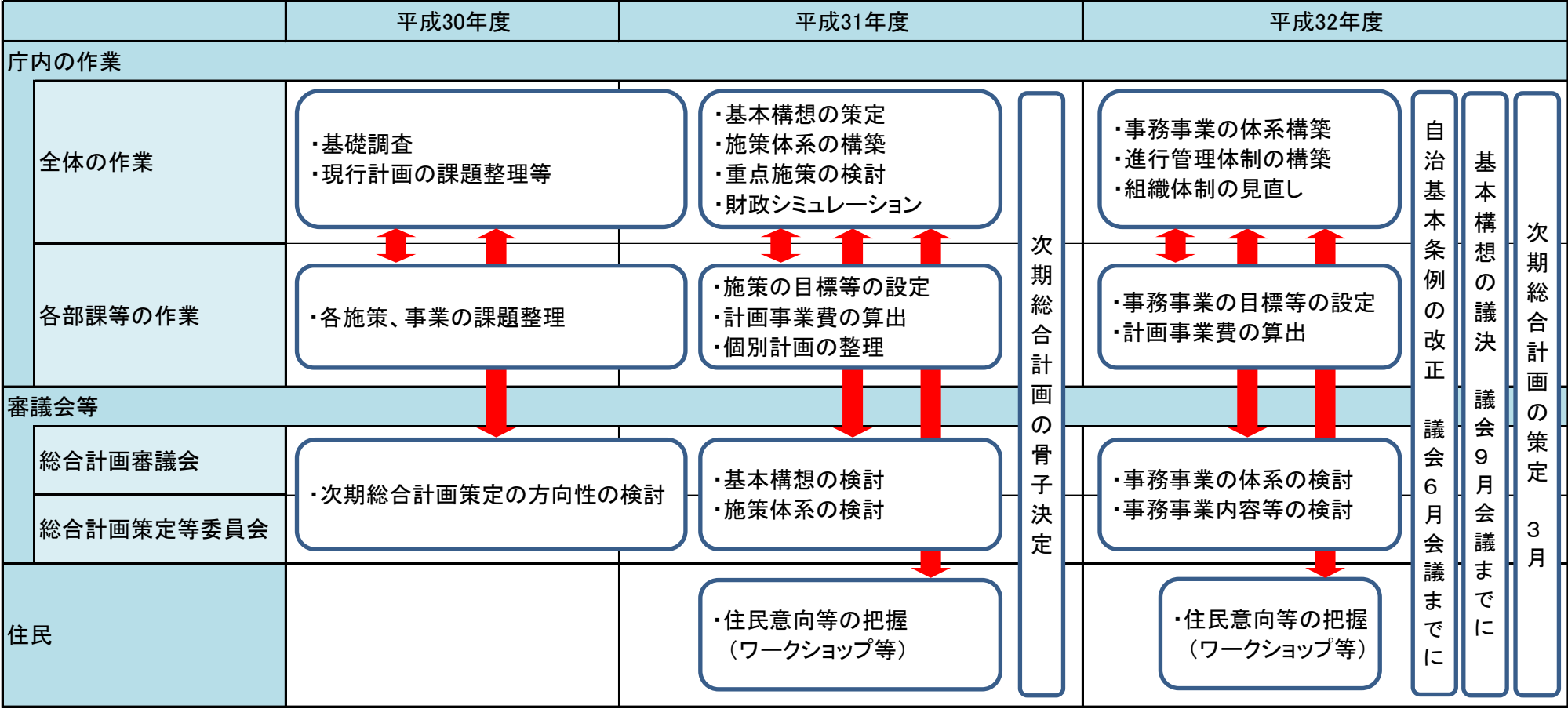
第 28 条(総合計画)

町は、この条例の目的や基本理念に基づき、町の目指す将来像を明らかにし、これを実現するために町の総合的な方向を示す計画（「総合計画」という。）を策定します。

2 町は、総合計画の進行管理を行い、その進捗状況を公表します。

3 町は、行政分野ごとの計画を策定するときは、総合計画に即して定めるものとします。

寒川町次期総合計画策定スケジュール(案)



※このスケジュールは現時点案です。